

自動車 NOx・PM 法適合車ステッカー交付要領の改正について

国土交通省及び環境省において実施している「自動車NOx・PM 法適合車ステッカー制度」のディーゼル重量車について、平成28年10月より、新たな排出ガス規制基準(以下「平成28年規制」という。)の開始に伴い、適合を示すステッカーの交付要領を改正する旨の通達がありました。

新たに追加となる様式はディーゼル重量車が対象であることから、通常、当該自動車の製作者又は販売事業者において貼付されることとなります。

今回の「基準適合表示交付要領」(参考URL)の改正については、整備事業者が直接関与する内容とはなっておりませんが、自動車利用者等からの問い合わせ等の参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、自動車製作者又は販売事業者へは、平成28年3月31日付事務連絡(別紙)により周知されておりますことを申し添えます。

《基準適合表示交付要領一部抜粋》

【定義】

- ①「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)をいう。
- ②「自動車検査証」とは、道路運送車両法に規定する自動車検査証をいう。

【基準適合表示の交付の対象となる自動車】

(1)この交付要領による基準適合表示の交付の対象とする自動車は、一種交付対象自動車及び二種交付対象自動車とする。

様式第1



(2)(1)の「一種交付対象自動車」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する自動車をいう。

- ① 普通自動車(道路運送車両法第3条に規定する普通自動車をいう。)又は小型自動車(同条に規定する小型自動車(二輪の小型自動車(側車付二輪自動車)を含む。)を除く。)をいう。)であること。
- ② 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。)が3,500キログラムを超えるものであること。
- ③ 自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規定(平成11年運輸省告示第600号)第2条の規定による認定を受けたものでないこと。
- ④ 軽油を燃料とするものであること。

(3)(1)の「二種交付対象自動車」とは、(2)の①及び③の要件に該当し、②又は④の要件に該当しない自動車(人の乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって基準適合表示の交付の対象とすることが適当であると国土交通省及び環境省が認めるものをいう。

【参考URL(広整振ホームページ)】

基準適合表示交付要領掲載アドレス
<http://www.hasp.or.jp/osirase/kijuntekigou.pdf>

事務連絡
平成 28 年 3 月 31 日

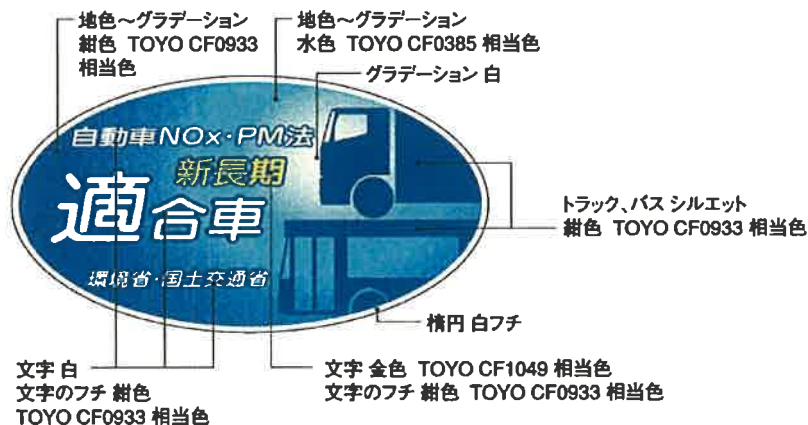
自動車製作者・販売事業者 関係各位

自動車NOx・PM法適合車ステッカー仕様等について

環境省水・大気環境局自動車環境対策課
国土交通省自動車局環境政策課

標記について、自動車製作者または販売事業者（以下「自動車製作者等」という。）においてステッカーを作成する場合は、下記の通りとするようお願いします。

- ① 電子データ（PDF またはイラストレータ ai ファイル）は環境省より提供する。なお、意匠を変えず、以下の条件の範囲内でステッカーサイズ等は変更可とする。
- ② 片面刷り シルク・3色刷り。水、砂・ほこり、日光等による劣化、日焼け等に対する耐久性の高いものとする。脆弱性処理は不要とする。
- ③ 原反はユポ 80 μ PAT1 と同等とする。
- ④ 「ホログラム透明蒸着フィルム PET23 μ KP76」（製造メーカー：日本コーバン株式会社）を用いてラミネート加工を施す。ただし、これと同等の効果を有するものも可とする。
- ⑤ サイズは横幅 90mm 以上、縦幅 48.43mm 以上とし、電子データにおける縦横比を変えないものとする。（国土交通省の燃費性能評価公表制度の識別ステッカーと同様）
- ⑥ 色指定については以下のとおり。



なお、ステッカーが滅失・き損した場合は、基準適合表示交付要領の 8. に定めた手続きによりその再交付を受けることができますが、自動車製作者等においてステッカー貼付を行った車両について破損等の状況を確認した場合は、自動車製作者等においてステッカーを再度貼付けすることとしてください。